淀川水系流域委員会 第3回 委員会ダムWG(H14.10.6) 資料 2-1

本多委員からの提供資料

ダムワーキング発言資料 2002.10.6 ぱるる・京都 委員・本多 孝

- 1.ダムにおける基本的考えにおいて、不足点の補充下記の二つは、現時点で抱える課題が違う。
 - *既存のダム(すでに完成し稼動しているダム)について
 - *建設中または計画中のダムについて

最終提言の5-5(1)の現状認識は、既存のダムに対する考え方が大勢を占めており、建設中、計画中の課題については不十分であるといえる。

建設中、計画中のものも完成すれば既存のダムと同じ考え方をすればよいがそれまではちがう課題がある。

- 2. 建設中または計画中のダムについての基本的考え方をここに示す。
- 3.(現状認識として)今ある自然環境との関係性が課題としてある。
 - *現在ある多様な自然環境がなくなってしまう。
 - *周辺の多様な自然環境への影響がある。
 - *海と森は川でつながっているその森に影響が出たり、なくなったりすることによる両者をつなぐ河川環境への影響もある。現地だけに影響が出るわけではない。 つながっている。
 - * 既存の環境から成り立っていた生態系と、既存の環境を改変してしまうことで新たに形作られる環境における生態系の大幅な劣化が発生する。

これらは、既存のダムにはない課題である。

上記のような現状認識の理由はダムの事業用地はピークの満水時に管理のためののり面を含むだけのものであり、事業地内でダム開発を行えばその事業地内にあった自然環境は、完全に壊滅し失われてしまう。現時点で多様な自然環境が存在していることに対する、配慮が必要である。

河川環境にも影響が出る以上、建設中、計画中のダムについては、その完成までの間の基本的考え方が必要となる。河川整備計画にすきまや空白を作ってはならない。

4.(基本的考え方)

*個別ではなく相互の関係、バランスや優先度を地域の特性や住民や一般市民の意見を踏まえて、総合的に対応し上記の観点から見直しを行う。

上記で、ダムは、事業用地内の自然環境を壊滅してしまうことから、ダムの目的の用途(治水、利水、利用など)を、ダム以外の代替方策により行うことを優先する。

代替方策の完全実施をもっても、目的が達成されない場合は、代替方策を考慮し、規模の見直しを行う。

*計画中や建設中のダム建設では、現状の自然環境がまだ残っているので、その自然環境を掌握し、その一部はそのまま残すことや復元した生態系作るところをダムにおける自然環境対策とし確保し生態系を保全していく。

5.(方向性)

- *計画や建設により新たになくす自然環境の現状を調査し掌握を行う。(法律の規定にかかわりなくおこなう。)
- *人と自然のかかわり、自然と自然のつながり、自然と川の関係など多様な自然に対して、多様な観点からの環境影響を調査し、第3者や学識経験者、地域の特性に詳しい市民なども交えて評価を行う。(環境影響調評価に住民や市民意見を反映する仕組みを持つこと。具体的には環境影響評価委員会の設置をする)
- *計画中や建設中のダムによって失われる自然環境のうち、そのまま保全するところ、復元して保全するところなどピークの満水時と常時満水域の間に生じる空間を、環境のための対策用地として確保することを一般化し、その地域の生態系、自然環境保全に努める。事業用地の利用については治水・利水の部分だけでなく、環境の部分も確保する観点から常時満水域を引き下げる。(このことは治水効果を大幅に引き上げることになる。)

環境のための事業地の利用割合の基準を環境影響評価委員会が行えるようにする。

5 - 5 (2)新規ダム建設に際しての原則

新規ダム建設とは何か? 言葉の意味の整理が必要。

- * 今後、計り知れない事態の中で、計画にないダムを作らなければならないような、まさに新規ダムを必要とした場合の基準のことか?
- * それとも、いま計画中や建設中のダムを言うのか?

私の場合、後者の意味と理解して「計画中や建設中のダム建設に際しての原則」 とタイトルを改定して変更する。

現状認識

- *現在、建設中、計画中のダムは、本流域委員会の提言以前に計画されたものである。
- *本委員会が提言したものとの整合性がついているかどうか、まだ、河川整備 計画案が出ていないので、現在はわからない。

基本的考え方

- *建設中、計画中のダムは、提言以前のものであり、提言後の建設中、計画中のダムは、提言の反映したものになることを前提とする見直しが行われたものが河川整備計画案に記載されるものとする。
- *個別ではなく相互の関係、バランスや優先度を地域の特性や住民や一般市民の意見を踏まえて、総合的に対応し上記の観点から見直しを行う。
- *一定の割合で現在存在する自然環境をそのまま保全することと復元した自然環境の保全を行うことを前提とすること。
- *環境影響評価を見直す機関をもうけること。
- *ダム以外の代替方策の検討がされていること。その効果と実施の具体策が提案されていること。

その上でのダム計画や建設中の見直しであること。

*計画中や建設中のダムが完成した後の事項は、既存のダムの事項に準ずること。

今後の方向性

現存する自然環境をダム建設や計画の中で、そのまま保全するものと復元して保全する自然環境を計画の中や建設の中で事業地内に明確に位置づける。その対策とその対策の結果として保全が持続する質と量を確保するものとし、生態系を継承する。